

会員規則

第1条（会員資格）

「アジア地域の主として政治・経済について理論的及び実証的研究を行い、その成果を公開すること等をもって目的とする」（「一般財団法人アジア政経学会定款」第3条）という本学会の趣旨に賛同し、会員2名以上の推薦を得たものは、理事会の承認を経て、本学会の会員となることができる。

第2条（入会手続き）

入会希望者は、所定の申込書を理事会に提出する。

第3条（会員の種類及び会費）

会員は、通常会員及び維持会員とし、通常会員に在外会員を含む。いずれの会員も所定の会費を納めなければならない。

第4条（会費優待資格）

大学院等に在学中の会員、ならびに年度開始(4月1日)時に有給の常勤職についていない会員は、年齢のいかんに関わらず、所定の書類を提出し、理事会の承認を得られれば、会費の割引を受けることができる。なお、有給の常勤職にあり、かつ大学院等に在学中の会員は会費優待の対象とはならない。

第5条（名誉会員及び特別会員）

本学会に対して永年顕著な貢献のあった会員は、年齢70歳を越えた時、理事会の決議により、名誉会員に推挙される。また、本学会に特別の功勞を与えたものを顕彰するために、理事会の決議により、特別会員に推挙することがある。

第6条（会員の特典）

本学会の会員は、次の特典を得る。

- (1) 本学会の主催する大会、研究会及び講演会への参加
- (2) 機関誌『アジア研究』の受領
- (3) 本学会が出版する研究書、叢書及び講座等の受領
- (4) 本学会が実施する内外のアジア研究団体、研究者等との連絡及び学術上の交流への参加
- (5) その他本学会による事業、行事等への参加

第7条（会費滞納）

会費を2年以上滞納した会員は、退会したものとみなされる。ただし、理事会の議を経て、滞納分会費を納入することにより、会員の資格を回復することができる。

第8条（休会）

会員は、理事会の承認を経て、最長3年を期限に休会することができる。全期間にわたって休会する年度については、会費の納入を免除され、会員の特典は停止される。

第9条（役員の定年）

理事、監事、評議員に就任するには改選時点で満70歳未満であることを要する。

第10条（会費）

(1990年9月29日、常務理事会で決定)

(2005年9月10日、理事会で一部改正)

(2010年7月3日及び9月4日、理事会で一部改正)

(2016年9月11日、理事会で一部改正)

(2019年12月21日、理事会で一部改正)

(2022年9月17日、理事会で一部改正)

2022年9月17日の理事会で次の確認が行われた。2023年度から当面の間、会費優待資格について、本会員規則の第4条に基づき、おおむね以下のような基準で運用することを確認する。なお、優待対象に該当する者も必ず「会費優待に関する申請書」を提出し、理事会での確認を経たうえで会費優待が適用される。

優待対象となる者：(いずれも当該年度の4月1日時点で)

- ・ 大学院等に在学中で、以下の事項に該当する者
 - 有給の常勤職についていない者（奨学金や非常勤の仕事で生計を維持している者を含む）
 - 日本学術振興会特別研究員（DC）である者
- ・ 大学院を修了または退学した後、以下の事項に該当する者
 - 有給の常勤職についていない者
 - 大学等の非常勤講師の職にある者

優待対象とならない者：(いずれも当該年度の4月1日時点で)

- ・ 日本学術振興会特別研究員（PD）である者
- ・ 日本学術振興会外国人特別研究員である者
- ・ 任期の有無にかかわらず、大学等に常勤の助教、講師、准教授である者

上記のいずれにも該当しない場合は、勤務・給与の実態に応じて理事会で可否を判断する。